

令和3年第1回総務企画常任委員会会議録

1. 日 時 令和3年2月25日(木)
2. 場 所 白井市役所東庁舎4階 議場
3. 議 題
- (1) 議案第9号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について
 - (2) 議案第10号 白井市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 議案第11号 一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 議案第12号 白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (5) 議案第13号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - (6) 議案第21号 令和2年度白井市一般会計補正予算(第15号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について
 - (7) 議案第33号 令和2年度白井市一般会計補正予算(第16号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について
4. 出席委員 石井 恵子 委員長・田中和八 副委員長
長谷川 則夫 委員・竹内 陽子 委員
岩田 典之 委員・血脇 敏行 委員
中川 勝敏 委員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- 執行部
- | | |
|--------------|--------|
| 市 長 | 笠井 喜久雄 |
| 総務部長 | 中村 幸生 |
| 企画財政部長 | 津々木 哲也 |
| 総務課長 | 川村 俊男 |
| 秘書課長 | 齊藤 祐二 |
| 公共施設マネジメント課長 | 鈴木 隆宗 |
| 危機管理課長 | 寺田 豊 |
| 企画政策課長 | 永井 康弘 |
| 財政課長 | 高山 博亘 |

高齢者福祉課長	篠田順子
都市計画課長	東山智
建築宅地課長	宇佐美喜久

7. 会議の経過 別紙のとおり

8. 議会事務局	議会事務局長	石井治夫
	主査	萩原靖殖
	主事補	小原陽子

委員長の挨拶

○石井治夫議会議務局長 おはようございます。定刻となりました。会議に先立ちまして、石井委員長より御挨拶をお願いいたします。

○石井恵子委員長 おはようございます。コロナ感染症に伴う緊急事態宣言下ではありますが、本日から各常任委員会に付託されました議案の審査となります。初日の今日は総務企画常任委員会ですが、一般会計補正予算を含む7つの議案を審査いたします。慎重なる審査をお願いするとともに、マスクを着用しての発言は明瞭をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

以上です。

○石井治夫議会議務局長 次に、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をいただきます。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日から3日間にわたり、各常任委員会に付託されました当初予算を除く17議案を、それぞれの常任委員会において審議をいただくことになりました。

本日の総務企画常任委員会では、議案第9号から第13号、議案第21号及び議案第33号のうち総務企画常任委員会が所掌する科目の7議案について、審議をお願いするものでございます。委員の皆様には、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

○石井治夫議会議務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○石井恵子委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、総務企画常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

これから日程に入ります。

(1) 議案第9号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について

○石井恵子委員長 日程第1、議案第9号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

田中副委員長。

○田中和八副委員長 白井市空家等対策協議会、これを新たに条例制定した目的をお伺いいたします。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 協議会を設置した経緯等について御説明いたします。

これまでの市の空家対策は、平成27年5月に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法、通称空家法に基づきまして、市では平成30年2月に白井市空家等対策計画を策定いたしまして、管理不全の空家等の発生を予防することを重点に、啓発や周辺住民からの相談対応をしてきたところがございます。しかしながら、今後空き家の増加に伴って、周辺に悪影響を及ぼす管理不全の空き家、こういったものを空家法では特定空家と申しておりますけれども、そうした空家等の今後の発生が危惧されることから、計画の見直しですとか、その特定空家等の判断基準の作成、または、特定空家等に対する行政代執行などを含む措置等を協議する場として、市長や各専門分野の学識経験を有する者から構成する法定協議会を設置することとしたものでございます。

○石井恵子委員長 田中副委員長。

○田中和八副委員長 先日の説明の中で、協議会委員、今もちょっと触れていただいたと思いますが、学識経験者、公共団体の代表、これは社協とおっしゃいましたかね、それから、関係行政機関の職員、警察、消防、それと、市の職員、市長、そういうような御説明を受けたんですが、市民公募がどのような理由で入っていないのでしょうか。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 市民公募を加えなかった理由について御説明いたします。

この協議会では特定空家の判定といった協議をいたしますが、そういった場合に、個人の利害に係る事項を含む個人情報を取り扱う、白井市審議会等の設置及び委員の選任に関する要項第4条第1項第2号に該当すると判断いたしまして、公募市民は置かないこととしたものでございますが、公共的団体の代表者としまして、自治体等の地域に近い団体の方から推薦をいただくといったことで、そういった方をメンバーに加えて検討を進めていくということで考えております。

なお、当協議会では、計画の見直しといったことも協議することとしておりまして、そういった際には市民の皆さんから意見をお聞きするような、そういった手続も検討しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 それでは、質問させていただきます。

今のところなんですけれども、空家等対策協議会の新設ということで、協議機関であるという御説

明でしたんですけれども、その協議の中で、空き家の取壊し等の協議も含まれているかどうかについて確認をしたいと思います。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 空き家の解体等を行うことが協議されるかということで回答いたします。

協議会の担任する事務の中の3つ目ですが、特定空家等の判断及び措置の方針といったことを協議することとしておりまして、この場合の措置の中には、いわゆる代執行的な処分の内容も含まれてございますので、そのまま放置すれば著しく周辺に危害を及ぼすといったような判断をした場合には、その空き家を解体することが相当といった協議となる可能性がございます。

以上です。

○石井恵子委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 まだ国の方針が定まっていな中で回答が難しいとは思いますが、代執行した後の財産の保全とか、そういったところはいかがでしょうか。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 空き家の所有権等の問題につきましては、あくまでも民法上の問題であると思いますが、例えば、略式代執行等をするといったケースでは、所有者が不明な場合が考えられます。略式代執行といった判断をした場合には、例えば、民法上の手続で財産管理人制度といった制度を活用して、財産管理人の選任を裁判所に申し立てる等、市がそういった空き家の、この法定協議会の場で議論した内容等を含めて、それを根拠として申し立てすることは可能というふう聞いておりまして、そういった手続が今後考えられます。

○長谷川則夫委員 終わります。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 今の質問の続きです。それが民法上の裁判の結果、結局は市が引き取るような場合があったとしたならば、市はどのような対応を今後していこうと思うんですか。かなり時間のかかる話だと思いますけれども、伺います。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 空き家の所有権等の判断の中で、市がその財産を所有する等の判断があるかとの御質問だと思いますが、かなり難しい判断ではございますけれども、例えば、その空き家の立地等々から、市の施策としてその土地の活用が考えられるといった判断をすれば、その財産管理人制度等々と並行して、選任された財産管理人とそういった協議をすることは考えられるかなということとは個人的に考えているところでございます。

○石井恵子委員長 ほかに。

竹内委員。

○竹内陽子委員 では、現在空き家と称するところが何件、これは平成30年から調査をされていると思うのですが、空き家と称するのが何件で、そして、特定空家と考えられる、これ何件ありますか、現在。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 現在市が把握している一戸建ての空き家の数としては、今123戸と把握しておりますが、特定空家といったものはないと認識しております。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 この123戸の中に、私もいろいろ見させていただきましたけれども、特定空家になりそうなような件数というのは何件くらい把握してらっしゃいますか。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 特定空家と申しますと、外観上だけの問題だけではございませんので、仮に外観としてちょっとこれはどうかなといったような私の個人的な判断で申し上げれば、数件散見されると考えております。

○石井恵子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。よろしいですか。今第9号です。

竹内委員。

○竹内陽子委員 この提案理由のところ、下から2行目のところに、前は福祉有償運送運営協議会とあったのが、白井市が入ったんですね。このところはどういう関係性が違ってくるのかということをもまず教えてください。

委員長、後でも結構です。

○石井恵子委員長 竹内委員、今ちょっと確認ですが、提案理由の下から2行目、白井市福祉有償運送運営協議会のことですかね。

○竹内陽子委員 そうです。それが、見ていただければ分かるのですが、その裏面のところに、改正する条例のところ、下から3行目、社会福祉法を市または社会福祉法人にというふうになっていますが、どういう変化がこれで見られるんでしょうかということです。

○石井恵子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 道路運送法施行規則が改正されて、白井市の地域公共交通活性化協議会と白井市福祉有償運送運営協議会において協議する案件がそれぞれ規定されていましたが、改正によって条件が緩和されて、市が行う外出支援サービスにおいても白井市福祉有償運送運営協議会において取扱うことが可能となったということで、市が含まれたということになります。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 何かよく分からないんですが、ということは、市も入るでしょうということなんですけれども、その中に、この改めて名称になったところの担任する事務の整備ということが書いてあ

りますけれども、どういう事務の整備をしているんですか。

○石井恵子委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 それでは、私のほうから、今回の法律の改正に伴う条例の改正の関係の御説明を改めてさせていただきますが、今回、道路運送法施行規則の改正によりまして、自家用有償旅客運送に係る内容が規則の中で整備がされています。これまでは自家用有償旅客運送が交通空白地域の有償運送と、福祉の有償運送の2種類がございました。それぞれ今度は事業主体といたしまして、市町村が主体となるもの、NPO法人などが主体となるものがございまして、この2つの要素を合わせますと、4つの部分が生まれます。規則の改正後におきましては、この4つの部分が2つの部分に整備がされております。

そこで、市町村が運営主体になるか、それとも、NPO法人等が運営主体になるかということにかかわらず、自家用有償旅客運送は、交通空白地の有償運送と福祉の有償運送という、2つの種類に整理がされました。これに伴いまして、自家用有償旅客運送について協議会でこれを調整しなければいけないんですけれども、法律が改正になる前におきましては、市町村が主体となるものについては地域公共交通活性化協議会でこれを取り扱います、NPO法人等が主体となるものについては福祉有償運送運営協議会ということになっておりました。

改正後、運送主体がどこであるかにかかわらず、どちらの協議会で協議を行っても構わないというような形になりましたことから、市といたしましては、関係部局の間で協議を行って、交通空白地輸送にかかわるものについては地域公共交通活性化協議会、福祉輸送にかかわるものにつきましては福祉有償運送運営協議会で取り扱うことが望ましいという形に整理をしまして、今回の附属機関条例の改正に至ったわけです。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 今、課長のほうから協議をしましてというお言葉がありましたけれども、その協議をしたということは、福祉施設はそういう、今後こういうことが事業として出てくるんだよということとはもう認識しているのでしょうか。

○石井恵子委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 関係部局との協議ということにつきましては、地域の移動手段を確保するという上で、交通部局、それから、福祉部局、この連携というのが非常に重要でございます。今回の判断に当たりましては、所管を分けたわけですが、分けないという場合には、交通部局というのは福祉関係の情報に接する機会が少ないということがございまして、一方で、福祉部局におきましては、交通の関係の法律等の知識がないというような問題もありますので、そういったところで、今までは地域公共交通活性化協議会のほうで一括してこの2つを取り扱ったんですけれども、それぞれ専門性を高くしていくというような形で、今回取扱いの区分を分けているものです。

以上です。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 今のお話を伺っていて、結局は市で今まで交通に関してやっていたことが、福祉のほうも一緒にやって、そういうサービスがもっともっと広く事業が展開できるようにということでしょうか。

○石井恵子委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 具体的には、これまで福祉有償運送運営協議会の委員には、交通部局担当の委員がいなかったというようなこともありまして、その委員構成の内容についてもいろいろ議論を重ねまして、公共交通を含めた市全体の交通ネットワークの視点を見直すという観点から、交通政策を所管する私どもの都市計画課長も新たに福祉有償運送運営協議会のほうに参加していくというような内容の整理もさせていただいております。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、空家等対策協議会のほうでもう1回確認をしたいと思うんですけども、この特定空家というの、この判断基準、特定の空家かどうかというのを、この判断基準を作成するのはこの協議会ということでしょうか。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 特定空家の判断基準も協議会の場で協議していただくこととしております。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、各自治体ごとに特定空家の基準は違ってくるということですか。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 空家法である程度骨格となる4項目は示されておりまして、どういう視点かと申しますと、保安上危険であるかどうか、あるいは、衛生上有害であるかどうか、あるいは、景観を損なっていないかどうか、あるいは、生活環境の保全に関してどうなのかといった4点の観点を法律上は示されておりまして、そういったものについて、国はそれに対してガイドラインというものを作って、ある程度の方向性は示されていますので、あとは各自治体が地域の実情に合わせて細かな判断基準を決めていくということになりますので、大きな違いはないと思いますが、個々に違ってくる可能性はございます。

以上です。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、その空家が、要は、所有者が分かるとか、所有者が不明だとかという場合は、この基準には特にはうたわれていないわけですね。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 この判断基準の中に、所有者の有無については判断基準の要素にはなってございません。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 確認ですけれども、先ほど現在123件の戸建ての空家があるということを伺いました。最終的に、その中から特定空家かどうかを判断するのはどこですか。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 今回設置を計画しております協議会はあくまでも協議の場でございます。最終的な特定空家等を判断する、あるいは、判断してその措置を実行することを決める機関としては市長が決めることになっています。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 最終的には市長の判断、市長の責任において決定すると、こういうことですね。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 委員のおっしゃるとおりです。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 今後白井市内に特定空家、これがどのような、何件か、判断されるかどうか分かりませんが、それによって、今後市の影響というか、その特定空家をどうするかとか、どう活用するかとか、いろいろあると思います、いろいろな管理の問題とか。市に与える影響はどのようになってくるのでしょうか。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 今市には空き家の周辺の住民の方からいろいろと御相談を承っております。今市ができることとしましては、その所有者に対しましてきちんと管理をしてくださいというお願いの文書を送付するというか、そういった活動までしかできない状況でございまして、今回のこの協議会を設置することによりまして、もう一步踏み込んだ措置なりということが法律上可能となっておりますので、そういったことの手続の中で、今周辺住民の方でお困りの方等のお困り事を少しでも減らす手段の1つになればと考えております。

○岩田典之委員 結構です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑は。

血脇委員。

○血脇敏行委員 今、岩田委員のほうからの質問の中で、特定空家を市長が決定するというお答えをいただいているところなんですけれども、委員構成の中に、市の職員という部分で、以前の御説明の中で、ここに市長というような御説明をいただいたんですけれども、この辺り市としてはどのように考えているのかちょっと確認をさせてください。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 空家法に、委員に市長を含めるといった法文がございまして、市としましては、既に協議会を設置済みの県内の市町村の設置状況におきましても、23団体が市長を含めた法定協議会としていることや、近隣の市町村も大部分が市長を含めた法定協議会としていること等を勘案して、法定協議会として市長を含めるものとしたところがございます。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

中川委員。

○中川勝敏委員 関連ですけれども、そうしますと、今回の第9号議案で出されてきた背景には、県内のこの協議会が既に発足して実施されている自治体があって、動き出している、その内容を白井にどう適合させるかという意味の協議会になるんですか。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 県内の54市町村の中で、この協議会を設置済みの団体は32ございます。そのうち、市長を含めた法定協議会というのは23ございます。この空家法自体が平成27年に施行されたわけですけれども、それ以前から実施されている市町村もございまして、そういった状況や、市の方針も含めて、協議会を設置することとしたところがございます。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

血脇委員。

○血脇敏行委員 すみません、ちょっと確認です。この委員構成、4項目がございまして、4項目の中で、大学の教授ですとか、社協、それから、警察、消防、市長というような御説明をいただいて、定数が10名以内と、これ人数の割合というか、どのように想定されているかだけ確認をさせていただきます。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 委員構成の人数割合ということでお答えいたします。

学識経験を有する者が5名、公共的団体の代表者が2名、関係行政機関の職員を2名、市の職員1名という構成と考えております。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、ここで質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○石井恵子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり可決されました。

(2) 議案第10号 白井市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○石井恵子委員長 日程第2、議案第10号 白井市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

中川委員。

○中川勝敏委員 これこの間2年間ですか、減額されてきたということ、さらに条例を改正して、また2年間の延長ということなので、一言もう一度確認したいんですが、2年前にこれを決めて実行したときの背景としては、市の財政状況の中で、非常に厳しい中身が出された。その財政政策の一環としてこのことが背景として出されてきたんだというふうに私はあのとき認識しているんですが、そのことについて、さらにこの2年間先ね、このような延長の措置を取るというふうなことに至ったその原因は同じ考え方なんでしょうか。まずそこをお聞きしたい。

○石井恵子委員長 川村総務課長。

○川村俊男総務課長 そうですね、2年前の条例の制定した理由と、今回もう2年間を延長するというその根拠という理由はということだと思んですが、2年前、平成30年8月に作成をしました財政推計及び財政健全化の取組ということで、市の状況が、公共施設の老朽化への対応であったり、人口減少、それから、少子化、高齢化への進展によるなど、厳しい財政運営が見込まれるということから、歳出削減を図るため延長を提案したものです。今回につきましても、厳しい財政運営というのは見込まれるということを考えておりまして、2年延長するに至りました。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

[「なし」と言う者あり]

○石井恵子委員長 では、これで質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

[「なし」と言う者あり]

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○石井恵子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり可決されました。

(2) 議案第11号 一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○石井恵子委員長 日程第3、議案第11号 一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容は既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

田中副委員長。

○田中和八副委員長 1年間の効果額、これをお伺いします。

○石井恵子委員長 川村総務課長。

○川村俊男総務課長 1年間の本条例に及びます効果額の質問だと思います。令和3年度におけます効果額としましては、人件費の削減額として約315万円を見込んでおります。

以上です。

○石井恵子委員長 田中副委員長。

○田中和八副委員長 対象人数は何人でしょうか。

○石井恵子委員長 川村総務課長。

○川村俊男総務課長 対象人数は、部長職で9名、それから、参事職で1名、課長職で28名、主幹職で4名、合計42名の方が対象となります。

以上です。

○田中和八副委員長 終わります。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 これも条例を2年間延長するということですがけれども、まずこの目的を伺っておきたいと思います。

○石井恵子委員長 川村総務課長。

○川村俊男総務課長 目的ということで、理由になるのかなと考えております。やはり先ほどもお答えしましたけれども、市の財政状況ということが考えられると思います。高齢者の増加や社会保障制

度の改革などによって、扶助費など義務的経費の増加が今後も見込まれると思います。そういったことなど、新たな行政需要などの対応などにこれまで以上に厳しい財政運営というのがやはり求められてくるのではないかということを考えました。その中で、財政推計を見直すということで、財政健全化の取組もやってきておりまして、歳出削減のための項目として、義務的経費であります人件費の削減がその中でも求められておりますので、その取組の1つとして本特例条例を制定して、管理職の減額を実施しております。実施してきたんですが、もう2年取組を継続していくべきであると判断しまして、今回提案したものです。

以上です。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 管理職が42名という、対象者ですね。この管理職には、例えば、時間外手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、こういったものはどうなっているのでしょうか。

○石井恵子委員長 川村総務課長。

○川村俊男総務課長 管理職につきましては、時間外手当等の対象にはなっておりません。ただし、特別勤務手当というのがございまして、休日にどうしても勤務を必要とするような場合に、代休等を取れない場合にはそういった手当の制度がございます。

以上です。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 いわゆる給与に関する条例第15条から第17条は適用されないということです。そのために管理職手当というのがあるわけですがけれども、これは市長が提案するわけですがけれども、この42名の管理職の方には、当然話は事前にされていると思うんですがけれども、皆さん納得されているのでしょうか。同意は得ているのでしょうか。その辺を伺っておきたいと思います。

○石井恵子委員長 川村総務課長。

○川村俊男総務課長 納得しているかどうかというところで、職員への周知は実際行っております。管理職手当の減額の延長について、市内のイントラのほうで文書を流しまして、1月12日に全職員を対象に周知を行って、意見を求めたところです。その際、実際反対をするという意見はありませんでしたが、2名の職員から質問を受けております。その職員には個別に回答を行って、理解を求めています。

質問の内容としましては、財政の健全化の取組で決まっていることなのに、なぜこの時期に聞くのかというような質問であったり、あと、規則で変更が可能なのに条例を改正する理由は何なんだというようなこと、それから、なぜ2年間に及ぶのかというようなことの質問がございました。

以上です。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 この条例を上程する前に、例えば、先ほど効果額が年間315万円ぐらいという話が

ありました。この315万円の削減といたしますか、その削減をするよりも、それをしっかり満額支払って、しっかり働いてもらうために、今年度、今年の3月31日でこの条例は終了しようと、終わろうというような検討はされなかったのでしょうか。

○石井恵子委員長 川村総務課長。

○川村俊男総務課長 こちらの条例を制定していく、条例案を提案するに当たっては、もちろんそういったモチベーションのこととかもあるのではないかなというような意見をいただく中で、やはり当市は財政の推計を見直していく、健全化を図っていくというようなことを取り組んでいくんだというような方針が出されていますので、それに沿っていかうということになりました。

以上です。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 この提案されている条例ですけれども、管理職手当、それから、地域手当、こういうことがここには書かれている。それ以外に影響することはないでしょうか。

○石井恵子委員長 川村総務課長。

○川村俊男総務課長 管理職手当につきましては、期末手当等に影響することはありません。

以上です。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 もう1回確認します。例えば、今おっしゃった期末手当、退職手当、これら、要は、管理職手当、地域手当以外には一切影響はない、このように受け取ってよろしいですね。確認です。

○石井恵子委員長 川村総務課長。

○川村俊男総務課長 そのとおりです。

以上です。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 この42名というのは、納得しているかどうかは知らないけれども、一応同意を得た。それは、もちろんこの中には今年度で退職される方もいると思います。今の管理職以外の職員が新年度に新しく管理職になる方もいると思います。それから、再来年、2年間ですから、その次に新しくこれから管理職になる若い職員もいると思います。そういった方たちの同意、納得なしにこの条例を進めていくわけですけれども、つまり、新しく管理職になる人もこれは対象なわけですね。確認です。

○石井恵子委員長 川村総務課長。

○川村俊男総務課長 まず、新しく管理職になる職員も確認しているかどうかというようなところだと思うんですが、先ほどちょっと申し上げまして、説明が足りなかったのかもしれないんですが、この条例の案を出すに当たって、管理職手当の減額の延長について、全職員宛に1月12日に対象にしまして周知を行って意見を求めたところなんです。ということで、納得をさせていただいていると認識をして

おります。

以上です。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 確認ですけれども、先ほど何か2名の方がちょっとあまり同意をちゅうちょするという話があって、最終的には納得というか、分かってもらったという話がありました。これ今、全職員に対してアンケートというか、意向調査というか、管理職手当を2年間引き続き削減するよという話、全職員宛に調査をして、全職員が同意を得ている、こういうことですね。

○石井恵子委員長 川村総務課長。

○川村俊男総務課長 全職員から同意を得ているというところ、そこまでどうかというところはありませんが、文書のほうは全職員に発信しまして、周知をしたというところになっております。

以上です。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 長くなるのでこれで最後にしたいと思いますけれども、これは市長が提案しているわけですから、本来であれば市長に聞きたいんですけども、市長がいなければ一番近い、できれば担当部長にお伺いしたいと思うんですけども、要は、職員の、これは管理職ですけれども、職員の懐に手を入れるほど白井市の財政状況というのは逼迫していると、こういうことでしょうか。

○石井恵子委員長 中村総務部長。

○中村幸生総務部長 お答えいたします。

財政状況については、先ほど総務課長のほうからも説明がありましたように、厳しい状況にあるというふうに考えています。これについても、やはり将来的に考えても、今の段階で見た場合については、職員の協力をいただきながらでないとなかなか厳しい。また、いろいろな意味で財政健全化の取組を進めていく、あるいは、総合計画に掲げているような様々な施策を進めていく上でも、1つの取組としては必要なんだろうというふうに考えております。

については、当然職員の給与に影響を与えるということですので、管理職手当については、生活給というような性質ではありませんけれども、やはりその手当の一部に手を入れるということであれば、全職員に理解を求める必要があるというふうに考えたものですから、先ほどお答えしたように、全職員に対してこういうことをしますよと、影響額はこのくらい出ます、何か御意見ありますかということとで問いました。2名の職員からこういうことはどうなんだろうという問合せがありましたが、そのうちの1名は管理職ではない職員でした。その疑問については、私が直接伺いまして、説明をさせていただいて、理解を得たというふうに思っておりますので、この2年間はこの形でやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○石井恵子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、これで質疑はないものと認めます。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

中川委員。

○中川勝敏委員 すみません、反対討論でよろしいですか。

この特別職等に続いて、管理職の財政健全化のために手当の削減ということについて、2年前に提案されたときにも私は本会議で反対を表明しました。それをまたさらに2年間続けるということにさらに納得がいかない。2年前に反対したときの考え方は前進しているのかというと、決して前進していない。さても漫然とまだ2年延長すると。先ほども出ました、反対の理由を私はそのとき述べたのは、職員の懐に手を入れてね、市の財政難を解決する、これは市の運営に責任を持つ特別職、市長、副市長、教育長、これの減額には私は賛成なんですけれども、その下で、意思決定機関であって、行政のトップ機関が、自分が減額したから管理職の職員もね、これと同じような形で協力しろというのは、これはまさに、先ほど出ましたような、職員の将来にわたってのモチベーションが下がっていく、職員を育てていくという観点にならない。

現に退職を直前にしているようなね、管理職の人にとって、思った退職金が手に入らない、こういうふうな物すごい実害があるということで、これは私は2年前禁止手だ、どうしてもこれをやらなければね、市の財政がもうぶっ倒れちゃうというんなら分かるんですけども、その点でそこが決断された経緯がよく伝わってこない。

本来経営の責任、いわゆる先ほどの三役、これが減額するのは当然です。自分たちが最終的な市の財政の提案をして、責任を負っているわけです。それを実行していく職員にたいして、おまえらも協力しろよなど、これは下の下です。この人たちの生活、先ほどの質問でもあったと思います。残業手当、いわゆる民間で言えばね、これが出ない。そのために管理職手当というのがあるんじゃないですか。市が自分の部署の中で、一番長く、夜遅くまで、夜なのに電気が赤々について残っている課長職、部長職のね、皆さん、その人たちに対してね、市の三役と同じような形で経営責任を取るといふ、民間で言えばね、そういうことを、これは強制していないと言いますけれども、これは強制ですよ。こういうのでは職員は長期には育っていきません。断固反対でございます。

○石井恵子委員長 ほかに討論ございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 私はこれに賛成をしたいというふうに思います。

今いろいろ御意見を伺ってきましたけれども、今世の中は非常にコロナの影響で職を失った、本当

に悲痛な声が日々メディアで報道されている状況下でございます。そういう中で、白井市が職員自らこういう財政が厳しいときに、こういう形で市の気持ちというんですか、意気込みを表していこうということは1つの私は要因かと思えます。

それで、先ほど中川委員のほうから、こういう考え方は職員のモチベーションを下げると。それじゃ困るんです。市も減額をしながらでも頑張っていくんだと。これはやはり市長自らが指揮をとって、お金の問題じゃないんですね。世の中がこうだから、白井市は職員が減額しても頑張ろうと、そういうことでやっていくのがこの白井市の意気込みだと思いますので、今回こういう条例の下に減額にはなりますけれども、私は賛成をして頑張っていたきたいというふうに思います。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに討論ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。

これから採決を行います。

当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○石井恵子委員長 起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時05分。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○石井恵子委員長 会議を再開いたします。

(4) 議案第12号 白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○石井恵子委員長 日程第4、議案第12号 白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

血脇委員。

○血脇敏行委員 これの提案理由は、パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅費に関わる費

用弁償を支出するためということで、先般ちょっと御説明いただいた中で、パートタイム会計年度任用職員の出張経費は費用弁償として支出するものであることが判明いたしました、というような御説明をいただいています。まず、これいつ頃判明したのか、確認させてください。

○石井恵子委員長 川村総務課長。

○川村俊男総務課長 いつ頃判明したかということですが、一般職員と同様に旅費の科目で支出すると認識していたんですけども、当課の担当のほうにそのパートタイムの会計に携わっている職員のほうから問合せがありました。それは、たしか12月の後半だった記憶をしております。そういったところがあって、いろいろ調べていく中で、地方自治法、それから、地方公務員法等の根拠法令等を確認していきまして、パートタイム会計年度職員の公務に係る経費については費用弁償として支出していくべきだということが判明したところです。

以上です。

○石井恵子委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 12月の後半ぐらいにこういうことが判明したということなんですが、これが令和3年度からこの条例がもし可決されればこのままになるんですけども、今までこの令和2年度の支出分というのはどのような形になっていくのか確認をさせてください。

○石井恵子委員長 川村総務課長。

○川村俊男総務課長 今現在、正直に申し上げますと、誤って支出している状況になっております。13件の旅費として支出をしているというような、普通旅費として支出をしている状況があるんですが、それを、同じ8節の旅費のうちになるんですが、その8節旅費のうちの費用弁償として、これは最終的には科目更正をして処理をしたいと思っております。

それと、あと金額のほうについては、同じ旅費という扱いになっておりますので、その金額として間違いということはありませんでした。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 条例を変えるときに、かねがね気になっていたことなんですが、今血脇委員の質問の中に、パートタイマーの出張という、そういう言葉があったと思うんですが、また、執行部のほうでは経費という言葉を使っている。ここの改正する条例というところの、ずっと書いてありますところに、第26条のところに、パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行と書いてあるんです。旅行。これは国のほうはこういう言葉を使っているのは十分承知しております。だけれども、白井で条例を変えていくときに、これやはり一般の人が見たら、パートタイマーが公務のための旅行、ちょっとぴんと来ないと思うんですね。こういうところを日常的に理解できる出張とか、経費とかという言葉に変えることはできないのでしょうか。白井市の条例として。

○石井恵子委員長 川村総務課長。

○川村俊男総務課長 もともとの法的な根拠というような条文の中で旅行という表現がされておりますので、説明の中ではそういった経費だとか、旅費というような形で言い換えることはできるんですが、そういった法律用語に対して適切に対処しているようなところでございます。

以上です。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 今は非常に国の法から始まって、全国の自治体の条例というものは大体その法に基づいているんですが、片やいろいろな分野で自治体に任せていこうということも今の風潮です。そういう中で、白井は白井なりのやはり考え方というのを、先進的な考えを持ってやるということも私は1つのことだと思っているんですが、一度それを検討してみてください。

以上です。

○石井恵子委員長 お答えはよろしいですか。

○竹内陽子委員 結構です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○石井恵子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第12号は、原案のとおり可決されました。

(5) 議案第13号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○石井恵子委員長 日程第5、議案第13号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

田中副委員長。

○田中和八副委員長 この建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、これは令和2年9月に一度御説明を受けていると思いますが、大変難しいので、もう一度簡単に御説明のほうをお願いできないでしょうか。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 今回一部改正となりますいわゆる建築物省エネ法の概要について簡単に御説明いたします。

地球温暖化対策、CO₂排出削減などと申しますが、この地球温暖化対策として、新築の住宅あるいは建築物の消費エネルギーの削減を目的といたしまして、平成27年7月8日に公布された法律でございます。建築物の断熱性能を高めて負荷を軽減するとか、あるいは、エネルギー消費の少ない高効率型の建築設備を使用することで建築物の消費エネルギー量の削減を目指すものでございまして、制度としましては主に3つございます。

1つが、その省エネ基準に適合しなければならないという適合義務、あるいは、行政庁に届出をすればいいという届出義務、あるいは、容積率の緩和といったインセンティブを受けるための認定制度、この3つの制度がございまして、今回改正となるものにつきましては、この適合義務の対象の規模が拡大をされたということでございます。

なお、これまで市の実績といたしましては、届出事務につきまして、平成24年の限定特定行政庁から事務を行っているところですが、現在10件、実績としてはございます。

以上でございます。

○石井恵子委員長 田中副委員長。

○田中和八副委員長 たしか令和2年9月にお話をお伺いしたときに、白井市には該当する建物は無いというようなことをおっしゃられたかなと記憶していますが、今回の条例改正により新たに設ける手数料及び変更する手数料については、現時点で当市への申請は見込まれないというような御説明がありましたけれども、令和3年度以前にも申請はなかったかどうかお伺いいたします。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 認定事務、あるいは、判定事務について、これまでの実績はどうかということでお答えいたします。

まず、手数料の金額が変更となる認定事務につきましては、平成28年4月からこの事務ができる法律となつてございますが、現在のところまで市への申請はございません。また、今回新設する判定事務につきましては、これまで届出として、千葉県が届出事務をされておりました。千葉県からの説明では、今年度届出された案件の中で、白井市のような限定特定行政庁で取り扱う規模で、今回の改正に伴って義務化される案件というものは、県内でも1件あったかどうかだという説明を聞いているところでございます。

以上です。

○石井恵子委員長 田中副委員長。

○田中和八副委員長 最後に、改正によって予算への影響、これはどのように考えているでしょうか。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 これは将来のことですので断言はできないところではございますが、申請件数及びこれまでの実績等を考えまして、予算への影響はないものと考えております。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 改正部分のところについてちょっとお伺いをしたいんですけども、「建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物」というふうに書かれていて、その下を読みますと、「工場、倉庫、その他これらに類する用途として市長が定めるものみに供するものである場合」というのはある程度想像はつくんですが、その下に、「その他の場合」と書かれています。これはどのような用途、もしくは、建築物を想定されているのでしょうか。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 まず、「工場、倉庫、その他これらに類する用途として市長が定めるものみに供する場合」というのが、居室を有しないこととか、あるいは、高い開放性を有することなどによって空調設備を設ける必要がない建築物といった用途で、例えば、自動車車庫ですとか、畜舎、観覧場、あるいは、神社といったものが施行令に規定されておまして、こういったものについては建築物省エネ法による適合義務やあるいは届出義務に関して適用除外とされているところでございまして、その他の用途の建築物と言っておりますのは、そういった適用除外でないものとされているところでございます。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はよろしいですか。ほかに質疑はございますか。

○長谷川則夫委員 ちょっと分かりにくかったんですけども、何とか理解できました。いいです。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 この条例の細分化された料金の変更ということですが、300平米を超えるものから、次に、1,000平米、2,000平米というふうに分けています。今のところはそういうことはないだろうということですが、もしこういう申請をしたいという方が出てきて、受けた場合、かなり書類というのが、東京都の場合を見てもすごいんですね。県のほうの、国交省のほうを見ても非常に提出書類というのがたくさんありますが、これは万万が一白井で受けた場合に、それに対応できるような状況下にはあるのでしょうか。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 今回新設となる判定事務につきましては、建築物省エネ法基準に基づく計算プログラムというものを国が直轄する建築研究所というところで公表しているところでございまして、仮にこういった判定に関する申請が来た場合には、その申請の内容について、そのプログラム

等々から計算するといったような状況は可能と認識しておりまして、市で仮にこういったものの申請が来たときでも、必要な措置はされているものと認識しております。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○石井恵子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第13号は、原案のとおり可決されました。

(6) 議案第21号 令和2年度白井市一般会計補正予算(第15号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について

○石井恵子委員長 日程第6、議案第21号 令和2年度白井市一般会計補正予算(第15号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出からページ順に一問一答形式でお願いいたします。

初めに、歳出、15ページからになります。15ページの下段、2款総務費、1項総務管理費の一般管理費、そして、16ページの2目広報広聴費、そして、3目の財政管理費、5目の財産管理費、ここまですべて質疑はございますか。

田中副委員長。

○田中和八副委員長 16ページの中段ちょっと下のところに、財政調整基金積立金の計上がありますが、令和2年度末の財政調整基金残高見込みをお伺いします。

○石井恵子委員長 高山財政課長。

○高山博亘財政課長 お答えいたします。財政調整基金残高についての質問かと思えます。

今回の補正予算の時点で申し上げますと、歳入の財政調整基金繰入金金を1億6,078万5,000円を減額しております。その一方で、歳出の財政調整基金積立金を4億86万2,000円増額できましたことから、令和2年度末の財政調整基金残高は20億8,349万2,978円を見込んでございます。

以上です。

○石井恵子委員長 質疑はほかにございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 16ページの5の財産管理もよろしいですか。

○石井恵子委員長 どうぞ。

○竹内陽子委員 今申しあげました財産管理のところの庁舎等管理に要する経費、この空調設備保守点検委託料が700万円近く減になっていますが、今とてもこの空調というのは大事なんですけども、どういったことでこれ減になっているんですか。

○石井恵子委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。

こちら予算につきましては、保健福祉センターの空調設備の賃貸借業務委託料を計上しておったんですけども、空調設備の賃貸借契約を今年度結んでいるんですが、そちらの工事を今年度実施した関係で、保守点検業務の対象施設がなくなりましたので、業務委託を発注することが不要になった関係で減額しているものです。

以上です。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 繰り返しますが、賃貸借契約がどうなったんですか、もう一度そこをお願いします。

○石井恵子委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 賃貸借契約を今年度結びまして、今後施設をリースに変える関係で、その設備を今年度中に更新工事を行う関係で、要は、設備を交換した関係で、もともと予定していた点検業務の対象物がなくなったものですから、委託を発注することが不要になったということで、その業務委託料を減額しているものです。

以上です。

○石井恵子委員長 よろしいですか。

ほか質疑はございますか。

田中副委員長。

○田中和八副委員長 17ページの6)のところ、公共施設整備保全管理に要する経費、これの内容をちょっと教えていただけますか。

○石井恵子委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 公共施設整備保全基金積立金についてお答えします。

こちらの金額につきましては、平成30年度に工事を実施するに当たって基金を取り崩しているんですが、そちらの執行残につきまして積み戻すものと、あと、運用利子についての金額になります。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑ございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 その上のところですけども、公共施設保全工事、この減額理由は何でしたか。

○石井恵子委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。

工事請負費、公共施設保全工事の減額理由につきましては、1つは工事発注に伴いまして、入札に伴います差額が発生しましたので、そちらを減額しております。

それと、文化センターの天井等補強工事の中なんですけど、当初の予算ですと、まず天井の補強工事、それに併せまして、照明器具をLED化する工事も見込んでいたんですけども、施工空間が天井裏ということもありまして、かなり狭い空間であるということと、換気が整っていない状況になりますので、コロナウイルスの感染リスクを軽減するという考えの下に、工事内容を精査しまして、天井補強工事のみにしたということで、照明の設備のLED化工事を取り止めていることが減額に当たっております。

以上です。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 その工事はもう取り止めたままなのか、次年度に行うのか、その辺の予定はどうなんでしょうか。

○石井恵子委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 取り止めた照明の改修工事につきましては、今後文化センターの在り方検討を行った上で、その後予定している工事の中で対応することとしております。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 今工事内容の質問があったので伺いたいと思いますが、この工事、私は中を見ましたけれども、あの点検というのはどのぐらいの頻度で点検しているのでしょうか。

○石井恵子委員長 点検というのは。

○竹内陽子委員 工事が終わりました。それで、どういう状態かというのを見ましたけれども、ついているんですけども、ワイヤーの点検、そういうものはどういうふうになっているんですか。今工事のことで、予算から、工事が終わって、照明もLEDにしなかったということで、減額となり、でも、工事は終わっています。点検はどういうふうになっているんですか。

○石井恵子委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 工事の検査ということでよろしいですか。

○竹内陽子委員 そうですね、検査というか、点検。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 工事を発注する際に、工事内容から照明工事を省いていますので、工事の検査対象としましては天井の補強工事のみとなります。そちらにつきましては、検査はもう終わっております、引渡しも受けております。

以上です。

○石井恵子委員長 よろしいですか。竹内委員。

○竹内陽子委員 じゃあ、その引渡しも終わって、その後はもうそれで終わりということですか。点検はないんですか。

○石井恵子委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 今後につきましては、通常の建築物の点検の際に確認していると考えております。

以上です。

○石井恵子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、次に行きます。同じ17ページの6目の企画費です。ここだけなんです、ここだけでよろしいでしょうか。質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、18ページ、2款4項選挙費、一番下段ですね、選挙費、ここだけですが、いかがでしょうか。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、次へ行きます。20ページの下段になります。3款1項6目国民健康保険特別会計事業勘定への繰り出しに要する経費、そして、その下、3款1項7目介護保険特別会計保険事業勘定への繰り出しに要する経費、次のページ、21ページ、3款1項9目後期高齢者医療特別会計への繰り出しに要する経費、ここ3つですね、ここまでのいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、次へ行きます。24ページの下段です。4款3項上水道費、ここだけですが、いかがでしょうか。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、次へ行きます。27ページ、土木費、都市計画費、都市計画総務費の中の6)公営企業下水道事業への補助及び出資に要する経費、ここだけですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 それでは、次へ行きます。28ページです。8款消防費、28ページの下段です。こ

こだけですが、質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 ここは減になっておりますけれども、備品の防災用資機材、こういうものが減になっています。コロナ禍においていろいろそろえなきゃいけないものも出てきている。機材の必要なものというのは減にしてあって、何か足していくものはなかったのでしょうか。まずそれを伺います。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 こちらの減額になった理由でございますが、こちらは防災用資機材の交付事業でございます。こちらにつきましては、各自治会が自主防災組織を立ち上げるときに助成している事業でございます。今回、今年度、1自治会から自主防災組織の立ち上げを行いたいというような御相談があったところですが、実際には設立まで至りませんでした。そのため、金額について全額減額をするものでございます。

以上です。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 今国土強靱化計画とか、地域防災計画、非常に、この前も地震がありましたけれども、いつ来るか分からない地震に各自治会というのは相当な危機感を持っていなきゃいけないと思うんです。それが拒否というんですか、必要としなくなったと。担当課のほうではどのように考えていますか。それとも、どういう事情でそういうところはもうお金要りませんよと言ってきているのでしょうか。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 自主防災組織が設立に至らなかった経緯というのはいろいろあるかと思えます。例えば、今年度ですと、コロナ禍というようなことで、なかなか集まりができない、そういうことで、自主防災組織を立ち上げようと思ったときに、その会議ができないということで、できなかったということと、それから、自治会の中では役員が1年交代ということもございますので、そういうことを考えると、なかなか立ち上げるための時間が少ないというのが考えられるかと思えます。

自主防災組織につきましては、絶対的に災害時におきましては必要なものでございます。これまでも市の職員だけで説明を行ってきたところなんですけど、説明だけでなく、今度パンフレット等を購入して、自主防災組織が立ち上げられるように今手を打っているところでございます。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、歳入のほうに移ります。11ページをあけてください。2款地方譲与税、7款地方消費税交付金、8款ゴルフ場利用税交付金、15款2項1目総務費国庫補助金、16款1項1目県移譲事務交付金、ごめんなさい、県移譲事務は、ここは12ページになりますね、ここも入れていいで

すか。次の、ごめんなさい、12ページに行っちゃいますね、16款2項5目商工費県補助金、17款財産収入、ここまで、11ページ、12ページ、そして、13ページの一部ですね。歳入でございますが、質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、13ページ、その続きを行きます。19款繰入金、20款繰越金、21款諸収入、22款市債、14ページに行きまして、23款自動車取得税交付金、以上で収入が終わりますが、ここで質疑はございますか。

田中副委員長。

○田中和八副委員長 13ページの一番下、市債のところですが、減収補填債というのがあります。これはどのような地方債なのかお伺いいたします。

○石井恵子委員長 高山財政課長。

○高山博亘財政課長 減収補填債につきましてお答えいたします。

まず、この減収補填債ですが、こちらは普通交付税の基準財政収入額の算定におけます収入額に対して、当該年度中に実際の見込みよりも下回った場合に、我々地方公共団体が発行できる特例債の扱いとなっております。

今般国におきまして新型コロナウイルス感染症の影響による景気変動に伴いまして、通常を上回る大幅な減収が生じたことにより、地方公共団体の財政運営に著しい影響が生じる消費や流通にかかわる7税目、具体的に言えば、地方消費税、たばこ税、ゴルフ場利用税などについて、地方財政法を改正いたしまして、減収補填債の対象税目に追加されたところでございます。

本市におきましては、令和2年度の地方消費税交付金、それから、ゴルフ場利用税交付金の減収が見込まれていますことから、今後市民サービス、事業等の実施に支障を来さないように、減収補填債を活用できるように、今般補正予算を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○石井恵子委員長 田中副委員長。

○田中和八副委員長 それでは、これまでに市では減収補填債、これを発行したことはあるのかお伺いします。

○石井恵子委員長 高山財政課長。

○高山博亘財政課長 お答えいたします。

地方財政法の改正前の減収補填債につきまして、市が活用した実績はございません。

以上です。

○石井恵子委員長 田中副委員長。

○田中和八副委員長 それでは、この制度は令和3年度以降、これも継続されるのでしょうか。

○石井恵子委員長 高山財政課長。

○高山博亘財政課長 お答えいたします。

今回の地方財政法の特例については、令和2年度限りの措置でございまして、3年度以降はまだ現在未定となっております。今年度限りの措置ということになっております。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

岩田委員。

○岩田典之委員 すみません、13ページの一番上ですけれども、私が説明を聞き逃していたら申し訳ないです、土地売却収入200万円、これはどこの場所を予定していたんですか。

○石井恵子委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。

場所につきましては、白井第三小学校に入る信号機のある交差点、そちらの角地の土地になります。こちらちょっと土地の売却の見込みが立たなくなりましたので、減額させていただくことになりました。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、最後になりますが、6ページ、7ページをあけてください。6ページは第3表、繰越明許費補正、この中の7款土木費、4項都市計画費、ここだけになります。そして、7ページは、ここは第4表、地方債補正で、このページ全て、減収補填債、公共施設保全事業、道路橋梁整備事業、6ページ、7ページで質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○石井恵子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第21号は、原案のとおり可決されました。

(7) 議案第33号 令和2年度白井市一般会計補正予算(第16号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について

○石井恵子委員長 日程第7、議案第33号 令和2年度白井市一般会計補正予算(第16号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願いいたします。

まず、歳出から、15ページをあけてください。2款1項3目と5目、3目は財政管理費、そして、5目は財産管理費、ここについて質疑はございますか。

血脇委員。

ごめんなさい、10ページです。今私が間違えましたね。すみません。もう一度やり直し、失礼いたしました。

歳出から、ページ順に一問一答形式でお願いいたします。

ごめんなさいね、先ほど15ページと申し上げました。10ページでございます。10ページの上段です。ここについて、財政管理費、財産管理費、この中で質疑を行います。どうぞ。

血脇委員。

○血脇敏行委員 15ページまでないなと思いました。すみません、5目の財産管理のところに入札ということなんですが、これ説明で、南山中学校の改修というようなことで伺ったと記憶しているんですが、これ教育の分野にもなってしまう部分もあってあれなんですけれども、説明はこの補正予算のところで概要の説明を受けたんですけれども、この南山の改修というのは実際にどのような改修がされるのかというところをちょっと確認しておかないといけないかなと思うので、委員長、よろしいでしょうか。

○石井恵子委員長 はい。

お答えいただけますか。

高山財政課長。

○高山博亘財政課長 お答えいたします。

今のお話は、2款1項5目04事業の入札契約に要する経費のうち、工事検査支援業務委託料に関連する南山中学校体育館の工事ということで、所管外ではございますけれども、昨日全協のほうでもお示しました南山中学校体育館改修事業の中で、具体的には老朽化対策を行うものになっております。例えば、屋根の改修ですとか、外壁ですとか、床、それから、照明設備LED化、こういったものの改修工事を行う予定と聞いております。

以上です。

○石井恵子委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 ちょっとどこまでどういうふうにお尋ねしていいのかあれなんですけれども、今お

聞きして、老朽化のところ、外壁ですとか、床、LEDですとか、いろいろな部分をということなんですが、これ前倒しでやるというんですけれども、これというのはやはりある程度老朽化がかなり進んでいて、早めにやらなくちゃならない事業なのかどうか、ちょっと確認をさせてください。

○石井恵子委員長 高山博巨財政課長。

○高山博巨財政課長 お答えいたします。

学校の施設につきましては、修繕計画を立てておりまして、その優先度が決まっております。ですので、今回本来であります令和3年度に予定をしていた事業でしたが、国の3次補正のほうで財源がされましたので、今回前倒しということで提案をさせていただいております。修繕計画の順番どおりということで聞いております。

以上です。

○石井恵子委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 修繕の計画どおりで、前でやるというようなことは理解させていただきました。もっと細かなところもいろいろちょっと聞きたいところもあるんですけれども、何ですかね、ちょっと委員会の所掌外になってしまう可能性もあるんで、ここでやめておきます。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑ございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 工事の場合はね、工事をする人と、それから、それを監査といいますか、監事、監査というんですかね、になっている。ここは入札契約に要する経費で、工事検査支援業務委託料となっているんですけれども、これは具体的にどういったことをするんですか。

○石井恵子委員長 高山財政課長。

○高山博巨財政課長 御質問は、工事検査支援業務委託料の内容かと思います。今回補正額が13万2,000円になっておりますけれども、こちら当初予算でほかの事業がございます関係で、少し執行残がある関係で、実際は59万6,000円の事業費を見込んでおります。今回繰越明許費でそれと同じ金額を繰越しております。事業内容につきましては、請負契約が1,000万円以上を超えます建設工事につきましては、職員の検査ではなく、外部の業者に委託をして行っていただくというルールになっておりますので、今回所要額の59万6,000円に不足する13万2,000円の増額補正をさせていただいているところでございます。

以上です。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 実際には59万6,000円かかるということですが、この業務は工事をする前の検査と工事をした後の検査、両方というふうに捉えてよろしいわけですか。

○石井恵子委員長 高山財政課長。

○高山博亘財政課長 お答えいたします。

工事後の検査を行うということになっております。

以上です。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 工事後の検査となると、入札契約に要する経費となっているんですけども、入札契約というのは実際に入札が行われて工事が始まった、工事の後に検査をする委託料ということですかね。

○石井恵子委員長 高山財政課長。

○高山博亘財政課長 お答えいたします。

一般的には1,000万円を超えます建設工事につきましては一般競争入札の扱いになっておりますので、恐らくこの事業名が適正かどうかというお話かと思うんですけども、そういった入札後の検査を行うのが財政課の所管となっておりますので、この入札契約に要する経費の中に当該予算を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 今のところですか。1,000万円を超えるとそういう決まりになっていると言いますが、でも、当市は特定庁、建築確認を受けることできるんですよ、現在ね。ただ、実際には年間あるかないかというところで、民間に、早いですから、民間のほうに出してしまうという、そういう実態でしょうけれども、そういうことの建築確認の申請も受けられる市なのに、ということは、市の中にも技術者がいるから受けるわけであって、それをこの1,000万円以上というのは、絶対にそれが法的な根拠の下にそうしなきゃいけないというんでは私はないと思うんですけども、ここでどうして業務委託するんですか。市としてそういう技術者をちゃんと整えて、こういうことに対応していくということは、今後公共施設の工事というものはどんどんどんどん行くわけですか。これ全部委託でやっていくんですかね。これは先の質問になるから、委員長から怒られますから、あれですけども、その辺がどうも回答と実態と今後と、その3点がどうもかみ合わないんですけども、その辺を教えてください。

○石井恵子委員長 高山財政課長。

○高山博亘財政課長 お答えいたします。

恐らく今の御質問につきましては、専門職、1級建築士が市にはおります。そういったところで、工事を行った、検査をそういった職員に行っている実態もございますけれども、1,000万円以上の建設工事につきましては、規模がもちろん大きくなりまして、その工事に伴う電気設備とか、そういった、あるいは、機械設備といった検査も同時に行わなければなりません。ただ、1級

建築士でも、電気の検査ですとか、そういったちょっと専門的な分野についてはなかなか適正な検査ができないというところもございますので、現在のところ1,000万円以上の建設工事につきましては業者に委託をしております。

ただ、竹内委員御指摘のとおり、こちらについては法令に基づくものというよりは、内規ではありますので、そういった職員が今後確保できるようであれば、全て外注するというのではなく、職員で対応するということができるかとは思いますが、現状はちょっとそこは難しいので、業務委託という形で委託をしている状況でございます。

以上です。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 今現在は建築宅地課のほうに1級でも構造の免許を持った人いますね。そういう場合には、これは市でもできるということを想定してもいいわけですね。構造の免許を持った人は、設備とか、そういうものを大体持ってらっしゃいますから、そういうことができるということですね。どうなんですか。何でもかんでも委託じゃなくて、そういう技術者がいればできるということですよ。

○石井恵子委員長 高山財政課長。

○高山博亘財政課長 失礼いたしました。1,000万円以上の工事について、例えば、職員、1級建築士が検査ができる項目、電気設備とかいったものがない施設については、1級建築士でできる部分の検査については、市の職員で対応しているという状況はございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○石井恵子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑は。

岩田委員。

○岩田典之委員 確認なんですけれどもね、検査を委託するのであれば、次の11ページの体育館改修工事、この委託料、改修施工管理委託料、こちらは多分工事をする業者とは別の業者が管理をするわけですから、こちらのほうの会社が管理検査をするんじゃないですか。この中に含まれるわけじゃないんですか。また別なんですか。

○石井恵子委員長 高山財政課長。

○高山博亘財政課長 今のお話は、11ページの改修施工管理委託料の御質問で、こちらについては、工事そのものの管理をしていただくための委託になりますので、今回当課で計上しております。完成後の検査の委託とは趣旨が違っております。

以上です。

○石井恵子委員長 今の11ページは所管外なので、10ページの5目の財産管理費の入札契約に要する

経費の中の関連質問ですよ。ということですよ。よろしいですか。いいですか。

ほかに質疑はございますか。

血脇委員。

○**血脇敏行委員** すみません、今の岩田委員のちょっと同じところで、所管外になってしまう部分に触れてしまうんですけども、要するに、工事検査支援業務というのと、例えば、改修施工管理委託、これを一緒にしてしまうということはできないのでしょうか。

○**石井恵子委員長** 津々木企画財政部長。

○**津々木哲也企画財政部長** 工事の施工管理の業者が工事が終わった後の検査をしますと、どうしても偏った業者さんを選ぶ可能性がございます。入札契約に要する経費というものが財政課所管ですけども、ここは入札から契約から検査までの業務を担っておりますので、こちらでもって担当課が選んだ支援業務の業者さんにお出しするということが公平性を保てるという意味合いで分けております。

○**石井恵子委員長** 血脇委員。

○**血脇敏行委員** 非常によく分かりました。ありがとうございます。

○**石井恵子委員長** ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**石井恵子委員長** では、歳入に行きます。9ページです。9ページの歳入は22款市債ですね。この市債のところで質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**石井恵子委員長** では、4ページに行きます。第2表、繰越明許費補正の2款総務費、1項総務管理費、ここだけですが、質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**石井恵子委員長** では、次、5ページになります。5ページの第3表、地方債の補正です。ここは全部になります。道路橋梁整備事業、都市公園等整備事業、中学校施設改修等事業、ここについての質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**石井恵子委員長** では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**石井恵子委員長** これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第33号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○石井恵子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第33号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。3月2日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。執行部の皆さん、大変にありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 午後 0時01分